

## 令和4年度2月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
市民体育館再整備事業費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

区分	限度額	期間	財源内訳				
			国	県	起債	その他	一般財源
補正前	31,677	令和4年度 ～20年度					31,677
補正後	31,677千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税を加えた額	令和4年度 ～20年度					31,677千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税を加えた額

### 【事業の目的】

市民体育館再整備を民間活力を導入する手法で実施するとともに、完成後15年間の管理運営を委託する。設計及び建設に要する費用に民間資金を活用している中で、契約時に比べ金利が大幅に増加していることから事業費のうち金利変動に係る増額分を計上するもの。また、管理運営期間における物価上昇及び税制度の変更による管理運営費の増額について計上するもの。

### 【事業の内容】

#### 【市民体育館再整備事業】

<補正前>

- ・物価上昇に伴う増額 (28,906千円)
- ・勤労青少年ホームアスベスト処分 (2,771千円)

<補正後>

- ・物価上昇に伴う増額 (28,906千円)
- ・勤労青少年ホームアスベスト処分 (2,771千円)
- ・金利変動、物価変動等に伴う増減額に消費税及び地方消費税を加えた額

※基準金利については、リフィニティブ社の公表する東京スワップレート・フォールバックによる基準金利を適用。

※金利変動に係る増減については、事業契約に基づき施設引渡しの2営業日前の基準金利を適用。

※物価変動等については、事業契約に基づき適宜、見直しを実施。

### 【これまでの関連する取組】

- ・事業実施に係る債務負担行為の議決 (平成31年2月 ※平成31年度当初予算)
- ・事業公募(令和元年5月)
- ・事業者選定(令和元年12月)
- ・事業契約議決(令和2年3月)  
○契約の相手方：PFI鳥取市民体育館株式会社 (鳥取市南吉方一丁目114番地3)
- ・事業変更契約議決(令和2月12月)※アスベスト除去に伴う変更契約
- ・事業変更契約議決(令和3月9日)※自然由来汚染土処分に伴う変更契約
- ・事業変更契約議決(令和4月9日)※建設費物価上昇と勤労青少年ホームアスベスト除去に伴う変更契約

### 【今後の取組】

- ・令和5年 2月定例市議会 債務負担行為の変更を上程
- ・令和5年 3月中旬 事業者による完成検査実施後に市による完成確認を実施
- ・令和5年 3月下旬 施設引渡しの2営業日前に適用金利の確定  
施設の引渡し  
事業費のうち一時金を支払い (1,255,104千円)
- ・令和5年 3月末
- ・令和5年 4月～開業準備
- ・令和5年 6月～ リニューアルオープン・運営開始